# 国家公務員倫理規程より「ゴルフ」 という記載の削除を求める決議

務員倫理規程」(以下「倫理規程」という。)が制定されている。 づき、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令として「国家公 目的として、 国家公務員の職務に係る倫理の保持を図り、 「国家公務員倫理法」(以下「倫理法」という。)が制定され、 公務に対する国民の信頼を確保することを 倫理法に基

務員及び地方公務員等に対して規制を及ぼすこととなっている。しかしながら、 ことから、倫理規程に基づく利害関係者とのゴルフの禁止は、事実上、日本全国の国家公 由により、 倫理規程においては、国家公務員に対し、「利害関係者と共に遊技又はゴルフをするこ 」を一律に禁止している。これに加えて、倫理法が地方公共団体等に対し、国の施策 地方公務員等の倫理に必要な施策を講ずるよう努めるべきことを規定している この規制は結果的に極めて不当であり、 直ちに見直すことが必要である。

- たかも明らかな公務の不正の温床であるかのような誤った印象を発信する結果となって により、国際的にも国内的にも広く人々に親しまれているスポーツであるゴルフが、あ 国家の政令が、禁止の対象として唯一具体的に「ゴルフ」を名指ししていること
- 禍にも強く、高齢者の健康増進にも貢献するゴルフをより一層振興していくために、 いく上で悪影響を与えている。 方公共団体とも連携を取りつつ、 かされているゴルフ界が、地域の雇用や経済の活性化に資することはもとより、 (二) このことは、近年顕著なゴルフ人口の減少やゴルフ場の廃業などにより経営を脅 地域住民の理解を得て、 各地域で様々な取組を進め コロナ
- の合理的手段によって公務員の倫理の保持を図ることは当然可能なはずである。 に関わった公務員に問題があったのであり、 ったとしても、ゴルフというスポーツに問題があるわけでは断じてなく、あくまで不正 **(三) かつて、ゴルフ場において、公務の不正の契機等になったと認められる事案があ** 従って、一律のゴルフの禁止ではなく、
- どを理由とした差別を受けることなく実施できることを求めた国際オリンピック委員会 京大会の開催国として、緊急の対応が求められる。 制定の「オリンピック憲章」に違反するとの指摘がかねてからあり、 (四)倫理規程が定めるゴルフ禁止規定は、あらゆる種目のスポーツについて、 来年の2020 身分な

強く要望する。 制定以来一度も見直されることなく放置されているところ、 大会の開催を目前に控えている中、 倫理規程におけるゴルフの禁止規定は、 倫理規程より「ゴルフ」 以上のような多くの問題があるにも関わらず、 前述のとおり、 という記載を削除することを

超党派ゴルフ議員連盟

名誉会長 麻生太郎

会長 衛藤征士郎

顧問 野田佳彦 赤松広隆

二階俊博

細田博之 山東昭子 額賀福志郎

遠藤利明

会長代行 中曽根弘文

副会長 石原伸晃 平野博文 安住淳

鈴木俊一

塩谷立

竹本直一

生方幸夫 下地幹郎

幹事長 下村博文

幹事長代行 小野寺五典

事務局長 笠浩史

事務局次長 松下新平 井上貴博 小宮山泰子

顧問 会長 自由民主党ゴルフ振興議員連盟

会長代行 中曽根弘文 麻生太郎 二階俊博

山東昭子

衛藤征士郎

副会長 逢沢一郎 鴨下一郎 甘利明 川崎二郎 小野寺五典 河村建夫

塩崎恭久 塩谷立 下村博文

鈴木俊一 額賀福志郎 船田元

細田博之 茂木敏充 山本有二

吉野正芳

橋本聖子

宮沢洋一

遠藤利明 山本順三

幹事長代行 稲田朋美

幹事長代理 竹本直一

**副幹事長** 

奥野信亮

後藤茂之

後藤田正純

武田良太

土屋品子

萩生田光一

事務局長 岸信夫

事務局長代行 赤池誠章

事務局長代理 大西英男 神田憲次

事務局次長

小田原潔

## (参考)各理由の詳細について

### (一) 関係

## 〇 ゴルフに関わる者の想い

ばれる所以である。 るスポーツである。プレーヤーと審判員が一体になった特異なスポーツであり、 なごまかしを行わないことが求められ、このことが「紳士(淑女)のスポーツ」と呼 ゴルフは、 他者と競い合うにも関わらず、 自身でショットの位置やスコアを管理す 姑息

という観点を極めて大切なものと考え、これに関われることを誇りにしてきた。 ゴルフ業界関係者、プロゴルファー等の関係者は、この「紳士(淑女)のスポ <u>1</u>ツ

け入れられるものではない。 として、ゴルフのみが明示されていることは、 たものであるが、 国家公務員倫理規程は、一部の心無い国家公務員の不適切な行動を受けて制定され その条文において、しかも禁止行為とされる「悪いこと」の代表例 ゴルフ業界関係者の心情からは到底受

悪いのは不正を働いた者であり、決してゴルフではない。

このような、ゴルフに関わる者の想いについて、 是非ともご理解をお願い

## ○ 地方公務員に対する影響について

必要な施策を講ずるよう努めることが規定されている。 方公共団体及び地方独立行政法人に対し、国の施策に準じて、 国家公務員倫理法は、国家公務員を対象とした法であるが、 第43条におい 地方公務員等の倫理に

条例等で定められている。 このため、 殆どの地方公共団体において、国家公務員倫理規程に準じた取り扱いが

実質的に約270万人の地方公務員にも規制をかけている。 したがって、国家公務員倫理規程は、 約28万人の一般職国家公務員だけでなく、

**状況にある。こうした地方公共団体の地方公務員は、ゴルフはもとより、** おいては、この条例等においてゴルフはもとよりスポーツ全般を禁止行為としている カーなどのスポーツも利害関係者と一緒に実施できない状況にある。 **2020東京大会の開催都市である東京都をはじめ、一部の地方公共団体に** 

も影響を及ぼしていること、地方公務員については野球やサッカー等のその他のスポ ツの実施にも制約となっていることについてもご了知いただきたい。 国家公務員倫理規程におけるゴルフの記載は、国家公務員だけでなく地方公務員に

### (1一) 関係

# ○ ゴルフのプレースタイルの変化について

ことが多い)を挟んで、 以前のゴルフのプレースタイルは、 午後に残りのハーフをプレーするといったものであった。 午前中にハーフをプレーし、 昼食(飲酒を伴う

夕方から飲酒を伴う会合を行うことも一般的であった。

を挟まずに、すべてのコースを通しで回ってしまうものが一般化しつつある。 しかしながら、 近年のプレースタイルは、「スループレイ」と呼ばれる途中で食事

どに充てるプレーヤーが増えていることも事実である。 ト時間を早めて午前中にすべてのコースを回り、午後はゴルフ以外の家族サービスな 現状において、ゴルファーのすべてがスループレイで行うわけではないが、 スター

フではスループレイの一般化により、飲酒を伴う会食をしない、 食が一体となったものを指しているのではないかと想像できる。 てのゴルフになってきており、これを禁止行為とし続けることは適切でないと考える。 国家公務員倫理規程に規定するゴルフとは、スポーツであるゴルフと飲酒を伴う会 純粋なスポーツとし 一方で、現状のゴル

## 0 人生1 0年時代やコロナ禍の健康増進のためにゴルフが果たす役割について

被害の防止に理想的である。 コースをマイペースで歩くことから身体負担なく十分な活動量を確保でき、 て、健康二次被害が起こるとの指摘が専門家からなされている。 の低下である。ゴルフは、屋外において「三密」を避けて行うスポーツであり、 の要介護に繋がる筋力の低下(フレイルやロコモティブシンドローム)と、認知機能 新型コロナウイルス感染症が一進一退を続ける中、外出自粛による運動不足によっ 具体的には、 健康二次

ションも図れることから、頭を使い、認知機能の維持にも有効である。 また、プレーに際しては、戦略やスコア計算が必要であり、他者とのコミュニケー

持のために運動習慣をつけておくことが、 重要になる。 人生100年時代を迎える我が国においては、退職前の40~50歳代から健康維 将来的な医療や介護の負担を軽減する上で

国民の健康増進の観点から、国家公務員が自らのプレ 気兼ねなくゴルフを楽しめるようにすべきである。 代金を負担している場合に

### 0 ゴルフを通じた地域振興への貢献について

少している。 この10年間で、 **少子高齢化の進展もあり、ゴルフ人口は減少傾向にある。ゴルフ業界団体によれば、** 全国のゴルフ場は約2400か所から約2200か所へと1割も減

されることから、この10年間で地域の雇用が1万人以上失われたことになる。 ゴルフ業界団体によれば、ゴルフ場一か所当たりの雇用者数は、 平均60人程度と

などで地域経済に果たしている役割にも影を落とすものである。 また、ゴルフ場の廃業は、都市部で生活するプレーヤーが、食事や地域産品の購入

ぬ貢献をしていることも見逃すことはできない。 ルフ場が地域住民に浴場や食堂を開放している。 その他、ゴルフ場のクラブハウスが、自然災害発生時の防災拠点として、 昨年夏の台風災害では、 千葉県のゴ

求められている。 に大きな影響を及ぼすものであり、 ゴルフ人口の減少は、 ゴルフ場を廃業に追い込み、 地域振興の観点からもプレーヤーを増やす取組が 結果として地域経済や防災対策

#### (三) 関係

遊戯や飲食などの他の行為とのバランスが取れていないことについて 理規程第3条に列挙されている。 国家公務員に利害関係者と共に行うことを禁止する行為については、 国家公務員倫

担する場合であっても、禁止行為とされている。 禁止行為としているものはゴルフのみである。しかも、 ゴルフをすること。」が禁止行為として規定されている。具体のスポーツ名を上げて ゴルフに関係するものとしては、同条第1項第3号に「利害関係者と共に遊技又は 国家公務員が自己の費用を負

られる。 されている。 に記載がない訳であり、 具体の記述はなく、人事院よりQ&Aという形で麻雀とポーカーであるとの解釈が示 また、ゴルフと並んで禁止行為とされている「遊技」に該当するものは、 ゴルフに比べて著しく射幸性が高い麻雀やポーカーでさえ、法令の条文 ゴルフに対する扱いとは明らかにバランスを欠くものと考え 条文上に

除している(飲食を認めることとしている)ことから、 ができるものと考えられる。 の事前の届け出等の条件を付した上で、 なお、 国家公務員倫理規程については、 「利害関係者と共に飲食をすること。」を削 平成十七年の改正において、 ゴルフについても同様の改正 倫理監督官へ

#### (四)関係

0 オリンピックの正式種目であることの意味について

も日本人選手の活躍が期待されている。 ゴルフは前回のリオ大会からオリンピックの正式種目となり、 2020東京大会で

オリンピズムの根本原則として、 ところで、 国際オリンピック委員会が制定している「オリンピック憲章」の中には、

けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければ ならない。 ・スポーツをすることは人権の一つである。 すべての個人はいかなる種類の差別も受

れなければならない。 の他の身分などの理由による、 言語、宗教、政治的またはその他の意見、 ・このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、 いかなる種類の差別も受けることなく、 国あるいは社会的な出身、 肌の色、 性別、 財産、 確実に享受さ 出自やそ

と明記されている。

すなわち、 オリンピックの開催国においては、 この根本原則に沿って、 すべての人

く実施できることが求められている。 々が、あらゆる種目のスポーツについて、身分などを理由とした差別を受けることな

との答弁をするなど、同規程の早急な見直しを求めているところであり、オリンピッ から、オリンピック憲章根本原則の第四条及び第六条に違反するおそれがあります」 ク開催国として、 国会質問の場において、「公務員がゴルフをする権利と自由に制限を加えていること 際ゴルフ連盟)からJOCに対して書簡による指摘がなされているほか、JOCも、 るものと考えられる。このことについては、ゴルフの国際競技組織であるIGF(国 国家公務員倫理規程におけるゴルフの禁止規定は、このオリンピック憲章に違反す 早急な対応が必要である。